

運航管理者が船長を兼務する事業者の皆様

！！兼務講習の受講が必要です！！

令和8年3月末までに旅客運送事業を行っている事業者におかれては、令和9年4月1日より原則、運航中は運航管理者の船への乗組が禁止されます。禁止の特例として、海上運送法及び施行規則に定める災害時のほか、下記の条件を満たす登録事業者については、陸上従業者を配置し、両者が兼務講習を受講することで運航管理者と船長の兼務が認められます。また、その旨を報告していただく必要があります。

同時に運航している船舶が1隻

総トン数 20 トン未満

旅客定員 13 人未満



陸上従業者の配置

兼務講習の受講

- 実施時期: 実施中(24 時間可能)
- 受講対象: 運航管理者と陸上従業者
- 受講方法: オンライン(通信環境が必要です)
- 実施機関: 下記リンクよりへお申し込みください



一般社団法人 海洋共育センター



一般社団法人日本海上交通安全協会

運輸局への報告

- 報告期限: **令和9年3月31日まで**
- 報告方法: 最寄りの運輸支局等窓口に兼務報告書を提出
- 様式等の詳細は中国運輸局 HP を御確認ください

備考

- 講習修了証の有効期間は2年間です
- 運航管理者は**資格者証の受有後に**兼務講習を受講ください